

閲覧用タブレット端末利用規約

- 1 長時間の利用はご遠慮ください。
- 2 操作方法などの問い合わせには応じられませんので、利用者の責任において使用してください。
- 3 利用に係る費用は無料とします。
- 4 閲覧用タブレット端末は、指定した場所での利用に限ります。
- 5 閲覧用タブレット端末は精密情報通信機器ですので、取り扱いには十分注意してください。
- 6 万一、故意または過失により閲覧用タブレット端末を故障や破損させた場合は、同等製品を購入していただくなど弁償していただきます。
- 7 万一、利用中に不可抗力による故障が発生した場合は、代替機を備えていないため、利用停止とさせていただきます。
- 8 閲覧用タブレット端末にインストールされているソフトウェアを削除、改変したり、新たにソフトウェアをインストールすることは禁止します。
- 9 閲覧用タブレット端末にあらかじめ設定しているネットワークなどの各種設定の変更は禁止します。
- 10 禁止行為をしたことが判明した場合は、以後の利用をお断りします。
- 11 利用中に作成したデータは、必ず削除してください。データが残っていた場合に起因するトラブル等については、一切責任を負いません。
- 12 インターネットに接続する際は、コンピュータウイルスに感染することがないように、十分注意してください。万一、ウイルスに感染したとわかった場合や閲覧用タブレット端末の状態が不安定になった場合は、すぐに受付まで申し出てください。以後の利用を停止して原因の調査をします。
- 13 閲覧用タブレット端末の利用により、第三者に被害を及ぼした場合の賠償等については、すべて利用者の責任のもとで解決または処理していただきます。
- 14 閲覧用タブレット端末を使用した「海老名市公衆無線LAN」の利用については、「海老名市公衆無線LAN利用規約」を遵守してください。
- 15 市は、利用者の承諾を得ることなく、この利用規約を変更することができるものとします。

附則

この利用規約は、平成26年7月1日から施行します。